

ふじみ野市スポーツ協会賞賜金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ふじみ野市スポーツ協会の賞賜金に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ふじみ野市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という）は、スポーツ協会に加盟する団体（以下「加盟団体」という）に所属する選手が全国大会に出場する場合に賞賜金を贈り、出場選手の負担軽減を図ることにより、スポーツの振興に寄与する。

(資格等)

第3条 賞賜金の申請資格は、加盟団体に所属する選手で市内在住・在勤・在学者とする。
なお、団体の場合は登録選手の過半数が加盟団体に所属する選手で市内在住・在勤・在学者とする。

2 全国大会とは、全国的規模をもって実施される大会で、県大会等で上位の成績をあげて各種目別の埼玉県連盟等に推薦されて出場する大会をいう。

3 ふじみ野市が支給する『スポーツ選手派遣費補助金』を受けた場合は、その大会に限り、賞賜金の申請を行うことはできない。

(賞賜金額)

第4条 賞賜金の額は、次のとおりとする。

- (1) シングルス〔個人〕 10,000円
- (2) ダブルス 20,000円
- (3) 団体〔10名以下〕 50,000円
〔11名以上〕 70,000円

2 ダブルスの場合で受給資格者が1名のときは、その1/2の額とする。

3 団体〔10名以下〕の場合で受給資格者が4名以下のときは、人数に1人当たり10,000円を乗じた額とする。

(申請)

第5条 加盟団体の会長は、前条の規定に該当する者があると認めるときは、加盟団体会長名でスポーツ協会会長（以下「会長」という）に申請すること。

2 申請に必要な書類は、ふじみ野市スポーツ協会賞賜金申請書（様式第1号）と県大会等の出場予選会開催要項及び全国大会開催要項の写しとする。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請があったときは、役員会において当該申請内容を審議し、理事会に諮り決定するものとする。

(賞賜金の返還)

第7条 会長は、賞賜金の交付を行った後において、当該申請の虚偽などが明らかになった場合は、当該賞賜金の返還を命ずるものとする。

2 申請者は、前項の規定により賞賜金の返還を命ぜられたときは、直ちにこれを返還しなければならない

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか賞賜金に関し必要な事項は、役員会において定める。

附 則：この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則：この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則：この規程は、令和3年4月1日から施行する。